

第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に関する意見募集要領

第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方創生の推進により、地方を活性化するための基本理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、安平町では平成28年1月に「人口ビジョン」と「総合戦略」から構成する『安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、地方創生に向けた各種施策を展開してきました。

この度、当該戦略の計画期間が令和2年度末をもって終期を迎えることから、安平町の地方創生の充実と強化に向け、切れ目ない取組みを進めるため、人口ビジョンの改訂とあわせて『第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定します。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1. 意見募集の対象

第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)

2. 公表する資料

- ①第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
- ②第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)概要について

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 政策推進課(0145-22-2026)
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
政策推進課：kikaku@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和2年11月20日（金）～令和2年12月10日（木） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：12月10日（木）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、12月10日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 政策推進課 政策推進グループ
電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026
E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp